

短期入所生活介護 重要事項説明書

社会福祉法人 聖母会
聖母の丘指定短期入所生活介護事業所

短期入所生活介護重要事項説明書

< 令和 7年 7月 1日現在 >

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 聖母会
代表者名	高山 貞美
法人所在地 ・連絡先	(住所) 〒 161-0032 東京都新宿区中落合 2 丁目 5 番 1 号 (電話) 03-3954-5061 (F A X) 03-5996-6810

2 事業所（ご利用施設）

施設の名称	社会福祉法人 聖母会 聖母の丘指定短期入所生活介護事業所
所在地・連絡先	(住所) 〒 860-0073 熊本県熊本市西区島崎 6 丁目 1 番 2 7 号 (電話) 096-355-3017 (F A X) 096-351-4690
事業所番号	4370102016
管理者の氏名	池田 裕伸

3 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		熊本県知事の事業者指定		利用定数
		指定（更新）年月日	指定番号	
施設	養護老人ホーム (特定施設入居者生活介護)	令和4年4月1日	4370107080	50名
	介護老人福祉施設	令和2年4月1日	4370100697	50名
	認知症対応型共同生活介護	令和4年5月1日	4390101774	18名
	短期入所生活介護	令和2年4月1日	4370102016	10名
居宅	介護予防短期入所生活介護	令和6年4月1日		
	通所介護	令和2年4月1日	4370101133	30名
	介護予防通所介護	令和2年4月1日		
	訪問介護	令和6年2月1日	4370105183	
	介護予防訪問介護	令和6年2月1日		
居宅介護支援事業		令和2年4月1日	4370100135	135名

4 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人聖母会聖母の丘指定短期入所生活介護事業所は（以下「事業所」という）は、社会福祉法人聖母会の理念に基づき、介護保険法、介護保険施行規則及び厚生省令の人員、設備及び運営基準に則して事業を運営し、利用者の要介護状態の軽減又は、悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を行い、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 事業の運営方針

- ① 事業所は、ひとりひとりをかけがえのない大切な存在として尊敬し、理解し、受容したサービスを提供する。
- ② 事業所は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、看護を提供する。
- ③ 利用者の心身の機能の維持を図るために、機能訓練を行う。

(3) その他

事項	内 容
施設サービス計画の作成及び事後評価	担当の介護支援専門員が、包括的自立支援プログラム方式により、入所者の直面している課題等を評価し、入所者の希望にそって、施設サービス計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を踏まえて施設サービス計画を見直します。 施設サービス計画は、施設サービス計画作成の都度、入所者やその家族に、書面にて説明し交付します。
従業員研修	毎月、資質向上のための研修を行っています。
実習生	介護福祉士、社会福祉士、栄養士、訪問介護員、看護師、療法士、教員などの実習生を受け入れています。

5 施設の概要

(1) 構造等

敷 地		4,175.180 m ²
建 物	構造	耐火構造
	延べ床面積	2,814.050 m ²
	入所定員	10名

(1) 居室

居室の種類	室数	類型	面積（一人あたりの面積）		備 考
一人部屋	4	従来型個室	64.000	m ² (16.000m ²)	冷暖房完備 ナースコール設置
二人部屋	8	多床室	198.110	m ² (12.382m ²)	
四人部屋	10	多床室	504.290	m ² (12.607m ²)	

(2) 主な設備 (介護福祉施設と共用)

設備	室数	面積（一人あたりの面積）	備 考
食堂	1	99.376 m ² (1.656m ²)	
機能訓練室	2	148.924 m ² (2.482m ²)	
浴室	4	65.017 m ²	特別浴槽 2 台設置
医務室	1	23.228 m ²	
静養室	1	22.005 m ²	
相談室	1	11.936 m ²	

(3) 通常の送迎の実施地域

熊本市全域

6 施設の職員体制（特養・短期含む）

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤 換算 後	職務の内容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長	1		1				事業所の管理・統括
副施設長	1		1				施設長の補佐
医師	1		1			0.1	健康管理及び療養上の指導
生活相談員 (社会福祉士)	1 (1)		1 (1)			1	日常生活における相談・入退所手続 事務等
介護支援専門員	1	1				1	相談・ケアプラン作成・調整他
介護職員 (介護福祉士)	20 (15)	16 (13)		4 (1.2)		18.9 (14.2)	日常生活の介護・介助並びに健康維 持のための相談・助言等
看護職員 (看護師)	4 (2)	2 (1)	1	1 (0.8)		3.8 (1.8)	健康管理・療養上の世話、診療の介 助・看護健康相談等
機能訓練指導員	1		1			0.1	日常生活をおくる上で必要な生活機 能の改善又は維持の為の機能訓練
栄養士 (管理栄養士)	3 (2)	3 (2)				3	入所者の年齢・心身の状況に応じた 献立作成・栄養量の把握及び栄養指 導等
事務職員等	2	2				2	会計・出納・受付及び資産管理等の 事務等

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長（管理者）	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務	週休2日 有給休暇 慶弔休暇 特別休暇 産前産後休業 育児休業 傷病休暇 介護休暇
副施設長	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務	
生活相談員	日勤 8:00～17:00、9:00～18:00	
介護支援専門員	日勤 8:00～17:00、9:00～18:00、10:00～19:00	
介護職員 看護職員	早勤 6:30～16:00、7:00～16:00 日勤 8:00～17:00、8:30～17:30、 9:00～18:00、9:00～18:30 遅勤 10:00～19:00 夜勤 15:00～翌日9:00	
管理栄養士	日勤 9:00～18:00	
事務職員等	日勤 8:00～17:00、8:30～17:30、10:00～19:00	
機能訓練指導員	看護職員が兼務	
医師（慈恵病院）	毎月2回	

8 短期入所生活介護サービスの内容と費用

当施設では、ご契約に対し以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険給付対象サービス）

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（介護保険給付対象外サービス）があります。

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
居室の提供	1人部屋（従来型個室）、2人部屋（多床室）をご用意しています。利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。
食事	（食事時間）朝食8:00～9:00 昼食12:00～13:00 夕食18:00～19:00(17:30～の早出し対応可能) 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を原則として食堂にて提供します。
入浴	最低週2回の入浴又は、清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床・着替え・整容等	寝たきり防止のため、寝食分離を原則とし、出来る限り離床に配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は、週2回、寝具の消毒は月1回実施します。
機能訓練	機能訓練指導員により利用者の状況に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持の為の機能訓練を行い、自立向上に努めます。 ＜ 当事業所の保有するリハビリ器具 ＞ 歩行器、マイクロ波治療器、車椅子、姿勢矯正鏡、平行棒 レストレーター、歩行訓練用階段、電子オルガン、マット 訓練台、ローラーベッド、エルゴサイザー
健康管理	利用者の健康状態を把握し、家族及び担当介護支援専門員との連絡調整により、必要に応じて主治医との連絡連携を図り、利用者の健康管理を行います。
レクリエーション等	当事業所では、次のような娯楽設備を整えております。 カラオケセット、楽器類、テレビ、ビデオ、各種ゲーム
洗濯	衣類・寝具等の洗濯を行います。但し、ウールや絹製品等の手洗いやドライクリーニングの必要なものはご家庭でお願いいたします。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送 迎	利用者の心身の状態、ご家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要な場合、送迎を行います。

イ 費用

料金表の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が入所者の負担額となります。利用者負担軽減制度を受けている場合は、確認証に記載された負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

領収証は、医療費控除を受ける時に必要となりますので大切に保管下さい。

【料金表】

◇ 介護給付サービスによる料金（基本料金）

令和6年4月1日改正 別表8 -イ- (2) - (I) と (II) ※1日当り

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円
多床室	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円

◇ 介護給付サービスによる料金（加算料金）

ア 送迎加算（自宅～事業所間）	片道	1,840円
イ サービス提供体制強化加算（II）	1日につき	180円
ウ 夜勤職員配置加算（I）	1日につき	130円
エ 療養食加算	1日につき	240円
オ 緊急短期入所受入加算	1日につき	900円
カ 介護職員等处遇改善加算（I）	1日につき	介護保険給付サービスの合計の14.0%

※ 療養食とは、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供される適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食です。

該当される利用者の方は、医師の発行する食事せんが必要となります。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額利用者の自己負担となりますのでご相談下さい。

（2）介護保険給付対象外サービス

◇ 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当り）がご負担金となります。

第3段階①又は②の方で一食のみのご利用の方は一食の通常料金が支払額となります。

	1日の食費	通常料金	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		(第4段階以上)	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事の提供に要する費用	1,600円	朝 400円	1日	1日	1日	1日
		昼 650円	300円	600円	1000円	1300円
		夜 550円				

※ 利用者個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費負担となります。

② 滞在に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の金額（1日当り）のご負担となります。

滞在(居住)に要する費用	月 額	通常	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		(第4段階以上)	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
		1日	1日	1日	1日	1日
従来型個室	38,161円	1,231円	380円	480円	880円	880円
多床室 (2人・4人部屋)	28,365円	915円	0円	430円	430円	430円

※ 居室の空き状況により居室を移動していただく場合があります。その場合の滞在費は滞在時間によって決定させていただきます。

③ 特別な食事の提供に要する費用

ご利用者のご希望に応じて特別食のご用意ができます。

④ 利用者に対する理美容サービス

毎月2回、理容店の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

⑤ 日常生活品の購入代行は、ご相談に応じます。

※ その他短期入所生活介護の中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。

○ キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無料
利用日の前日に連絡があった場合	利用者自己負担分の20%
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用者自己負担分の50%

9 利用料等のお支払方法

毎月15日までに「8 短期入所生活介護サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した利用料等を利用明細書により請求をいたしますので、次の方法によりお支払い下さい。

< 支払方法 >

- ①当事業所指定の金融機関・郵便局への口座振替
- ②当施設受付窓口での現金によるお支払い
- ③やむを得ず銀行振り込みされる方は、振込先口座番号をお尋ねください。

※ 入金確認後、領収証を発行します。

10 サービス内容に関する苦情を解決するための概要

施設名	社会福祉法人聖母会 聖母の丘		
連絡先	〒860-0073 熊本市西区島崎6丁目1-27		
	(TEL) 096-355-3017	(FAX) 096-351-4690	
苦情解決責任者	池田 裕伸	苦情受付担当責任者	鍋島 司
第三者委員	徳村 正博	熊本市西区島崎2丁目18-32	090-8918-3173
	佐藤 素子	熊本市西区島崎2丁目1-30-601	090-4777-2135
1. 相談または苦情に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置			
・社会福祉法人 聖母会 聖母の丘への相談・苦情に対する窓口として、事務室に苦情受付担当者を置く。担当者が不在の時は、全職員が受け付け出来るようにします。 ・営業時間外においても、職員が電話等で対応し、後日早急に対応します。 ・地域の方々による第三者委員を置き、当施設の窓口に「意見箱」を設置して、文書による苦情も受け付け、希望に答えられるように 対応します。			
2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行なうための処理体制・手順			
・苦情、相談等があった場合は、迅速に苦情受付担当責任者が相手方に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、職員からも事情を聞く。 ・苦情受付担当責任者及び第三者委員が、必要があると判断した場合は、苦情・事故対策委員会にて検討会議を行なう。検討会議を行なわない場合も必ず、処理結果を苦情解決責任者に報告します。 ・検討の結果、早急に処理内容を決定し、相談者に報告し、具体的な対応をします。 ・受付けた苦情、相談については記録台帳に「概要、処理結果」を記載し、保管、再発防止に役立てます。 ・相談者に対してサービス提供による賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償が速やかに行なわれるよう検討します。			
3. その他			
・常に苦情が出ないようなサービス提供に心がけます。 ・対応措置についても必要に応じて協議し、相談者の意志及び人格を尊重し、誠意ある対応をします。			

○ サービス利用に係る苦情相談窓口（公的機関）

熊本市役所 高齢介護福祉課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1

TEL: 096-328-2347 FAX: 096-327-0855

mail: koureikaigofukushi@city.kumamoto.lg.jp

熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

〒862-0911 熊本市東区健軍1丁目18番7号

TEL: 096-214-1101 FAX: 096-214-1105

1 1 個人情報保護・守秘義務

施設及び従業者は、法人の定める個人情報保護規定に則り、個人情報を適正に取り扱います。また、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。退職後においても、これらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

1 2 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに、利用者の家族・関係事業所等に連絡をとるとともに必要な対応を行う。

利用者に対してサービス提供による賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにおこなわれるよう検討します。

1 3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応いたします。	
避難訓練 及び防災設備	別途定める消防計画にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して行います。	
	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり
	避難スロープ	1箇所
	防火扉・シャッター	あり
	屋内消火栓	あり
	自動火災報知器	あり
	ガス漏れ探知器	あり
	誘導灯	あり
	非常食備蓄	3日分
*カーテン・布団等は防災性のあるものを使用しています。		
消防計画等	熊本西消防署への届出：令和2年4月9日提出 防火管理者：池田 裕伸	

1 4 衛生管理の対策

事業所は、利用者に対するサービスの提供において感染症等が発生した場合には、速やかに、利用者の家族・関係事業所等に連絡をとるとともに、別途定める施設内感染対策マニュアルにより必要な対応をいたします。

1 5 緊急時等における対応方法

利用中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、当事業所の協力医療機関、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。

主治医	病院名及び所在地	
	氏名	
	電話番号	
	診療科	
緊急（家族連絡等）先	氏名（続柄）	（ ）
	住所	
	電話番号	

1.6 協力医療機関等

医療機関	病院名及び所在地	医療法人金澤会 青磁野リハビリテーション病院
		熊本市西区島崎2丁目22-15
	電話番号	096-354-1731
	診療科	内科・整形外科・リハビリテーション・神経内科
	入院設備	あり
歯科	病院名及び所在地	医療法人社団優和会 まちだ歯科クリニック
		熊本市西区野中2丁目13-13
	電話番号	096-212-4800

1.7 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	新型コロナウイルスを始めとした感染症拡大予防のため、状況によっては面会を制限する場合がありますが、事前予約制でのオンライン面会対応可能です。また、利用者様の健康状態によっては、感染予防策を行った上での面会対応をさせていただきます。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰園日時を職員に申し出て下さい。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮下さい。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないで下さい。
所持金品の 管理	所持金品は、自己の責任において管理して下さい。貴重品ロッカーがフロア内に設置されていますので、ご利用下さい。
宗教活動 ・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内（居室フロア）へのペットの持ち込みはお断りします（補助犬可）。
利益供与の 辞退	従業者に対する贈物や飲食のおもてなしは、お受けできません。

1.8 利用者へのお願い

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- サービスの利用にあたっては、利用を希望する期間の初日の1ヶ月前から、利用する期間を明示して申し込むことができます。

